

事 務 連 絡

令和5年8月10日

各都道府県・指定都市図書館・学校図書館担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く国立大学法人学校図書館担当課 御中
各国公立大学図書館担当課

文 部 科 学 省 総 合 教 育 政 策 局
地 域 学 習 推 進 課

文 部 科 学 省 研 究 振 興 局
参 事 官 （ 情 報 担 当 ） 付

「電子図書館のアクセシビリティ対応ガイドライン 1.0」について（周知）

平素より読書バリアフリーの推進にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

文部科学省・厚生労働省では、令和元年6月に施行された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律49号。以下、「読書バリアフリー法」という。）」第7条に基づき、令和2年7月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（以下、「基本計画」という。）を策定しました。基本計画は、音声読み上げ機能等に対応したアクセシブルな電子書籍等を提供する民間電子書籍サービスについて、関係団体の協力を得つつ図書館における適切な基準の整理等を行い、図書館への導入を支援することを求めています。

この度、「図書館におけるアクセシブルな電子書籍サービスに関する検討会」（事務局は国立国会図書館）が「電子図書館のアクセシビリティ対応ガイドライン 1.0」を作成、公表しましたので、別紙の通り送付いたします。

本ガイドラインは、公立図書館、大学図書館、学校図書館（以下「公立図書館等」という。）及び電子図書館事業者に以下のように活用されることが想定されておりますので、積極的に活用いただくようお願いいたします。

また、本件について、各都道府県図書館・学校図書館担当課におかれては、所管の学校・図書館及び域内の市（指定都市を除く。）区町村に対し、各指定都市図書館・学校

図書館担当課におかれては、所管の学校・図書館に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては所轄の学校法人等に対して、附属学校を置く各国立大学法人学校図書館担当課におかれては、その管下の学校に対し周知くださるようお願いいたします。

【活用方法】

○公立図書館等

- ・民間の電子図書館を調達・導入するための調達仕様を検討する際に利用する。
- ・導入している民間の電子図書館のアクセシビリティ対応状況を確認するために利用する。
- ・電子図書館のアクセシビリティについての理解を深めるために利用する。

○電子図書館事業者

- ・自社が提供する電子図書館の開発や改修を行う際に、対応項目や優先順位を検討するために利用する。
- ・地方公共団体などにおける電子図書館の調達においてアクセシビリティに関して求められる要件を自社のサービスが満たしているかを確認するために利用する。
- ・図書館からのアクセシビリティ対応状況確認に対し、チェックリストとして利用する。

※詳細は国立国会図書館のウェブサイトに掲載しています。

<https://www.ndl.go.jp/jp/support/guideline.html>



【本件担当】

(公立図書館・学校図書館における読書バリアフリー推進に関すること)

地域学習推進課図書館・学校図書館振興室

T E L : 03-5253-4111 (内) 2093 E - mail : tosyo@mext.go.jp

(大学図書館における読書バリアフリー推進に関すること)

参事官 (情報担当) 付学術基盤整備室

T E L : 03-6734-4428(内)5007 E - mail : jyogaku@mext.go.jp